

未熟児養育医療の申請について

1 未熟児養育医療とは？

身体の発育が未熟な状態で生まれ、医師が入院を必要と認めた乳児の診療に必要な医療費の一部を公費で負担する制度です。

世帯の市町村民税額等に応じて自己負担額を決定します。

※「おむつ代」等の保険対象外の場合は実費負担となりますので、医療機関でお支払いください。

2 申請に必要なものは？

申請時に必要なものは次のとおりです。

※入院から 1 ヶ月以内に申請してください。

※申請書類は、市のホームページからダウンロードできます。

	書類名	備考
☐	養育医療給付申請書	申請者が記入します。
☐	養育医療意見書	※指定医療機関の医師に作成してもらってください。
☐	尾道市子ども医療費又は ひとり親家庭等医療費支給 請求書兼申立書	申請者が記入します。 ※尾道市から『自己負担金』を請求する際、子ども医療費又はひとり親 家庭等医療費で助成が受けられる額を差し引いて請求します。
☐	健康保険証の写し	・対象児の保険証が手続き中の場合は、扶養する保護者の健康保険証 の写しを提出してください。マイナ保険証に移行している場合には、「資 格情報のお知らせ」または「資格確認証」の写しを提出してください。 ・生活保護世帯の方は、福祉事務所が発行する生活保護受給中である 証明書を提出してください。
☐	市町村民税額を証明する書類	ア 該当年の 1 月 1 日に尾道市に住民票がある方 ⇒市町村民税の証明書の提出は不要 イ 該当年の 1 月 1 日に尾道市外に住民票があった方 ⇒市町村民税の証明書の提出が必要（所得ある方全員） ※市民税・県民税所得課税証明書や住民税徴収税額決定 通知書等の書類
☐	個人番号（マイナンバー）の 確認ができるもの	同一住民票世帯の全員分が必要です。
☐	（委任状）	申請者と窓口に来る方が違う場合のみ必要です。 ※代理人の身元が分かる証明（運転免許証等）も必要です。

3 申請書の提出後は？

申請の受付後、約 3～4 週間で認定の可否を決定します。

認定された場合、養育医療券を申請者宛に郵送し、養育医療券のコピーを指定医療機関に送付します。

※申請後に氏名、住所、電話番号、被保険者証等の変更があれば、必ず届出をしてください。

＜申請・問い合わせ先＞

〒722-0017 尾道市門田町 22 番 5 号

尾道市健康推進課医療政策係

TEL 0848-24-1961